**東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画（素案）に対する**

資料５－２　③　参考資料

**パブリックコメント**

パブリックコメント実施結果

募集期間：令和２年１２月１日（火）～令和２年１２月２５日（金）

意見提出者数：　　１８人

意　 見　 数：　　３７件

※いただきましたご意見は、要約等の上、項目ごとに整理しています。

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
| 1. 青年・成人期の余暇活動について　９件   ・障害者とその家族にとって仕事や生活の質を向上させるために青年余暇活動は大きな役割を担っていると思います。低年齢の子供達の将来に繋げていくためにもより充実した青年余暇活動を運営し発展できる様にご支援をお願いします。  ・第５期でも青年余暇についてコラム欄のごときなところでとりあげられていたが、請願１９条が主旨採択されているのにこの取り扱いはおかしい。本編に入れてしかるべき。市長会でも東京都に意見書が提出されているときにこの取り扱いでは青年余暇を進めていくことにはならない。  ・東京都は、余暇活動に関する請願を全会一致で採択し、補助を実施している。2019年9月の都議会では「活用している自治体は8カ所で、周知・徹底、拡充を」と質問追求された福祉保健局長は「多くの区市町村でこうした取り組みがすすむようはたらきかけてまいります」と答弁している。東久留米市はこの先駆的ともいえる都の事業をどう位置づけているのか？　都の「補助」をなぜ活用しようとしないのか？　福祉計画には、なぜひと言も、この「補助」事業の事実が記述されないのか？権利条約実現にむけての東京都の「補助」事業を、市として明確に位置づけ、関係者の声を聞き、福祉計画には具体的施策を作成・実施すべきである。  ・現在、１０歳のダウン症の息子を育てています。東久留米市には作業所、グループホームが少なく、移動支援員不足で、１８歳以降の作業所終わりや、休日の余暇など、自分の思うことも一人ではできない障害者にとって、余暇を過ごせる場所の設立は必要不可欠のものであると思います。親も高齢になり、成長した障害の我が子の余暇に付き合うのは非常に厳しいこととなります。親の就労保証も考慮して頂きたいです。  ・就労施設だけの往復になると施設に関わる人とだけしかつながれません。余暇活動が充実していれば、就労施設以外での交流ができ、それが成長につながるので、青年・成人期の安定した余暇活動は絶対に必要です。子供の成長とともに、親も年齢を重ねます。就労して福祉サービスを受けられずに夕方前には家に戻ってくることになると、親の体力的・精神的な負担は増して、親の年齢が上がることで更に負担になることは容易に想像できます。また、今までのように仕事時間を確保することができなくなることで、雇用に関する不安、収入に関する不安もでてきます。親のためにも青年・成人期の余暇活動は安定して受けられるようにしてもらいたいと思います。  ・余暇支援事業への国や都の基盤は整備されつつあり、積極的な姿勢もみせていることから、東久留米市においても「身近なところで活動できる」具体的な取り組みは必須である。現在、市内で青年の余暇支援をしている事業所は２か所。いずれも給付費の個別サービスやレスパイト的な地域生活支援事業、自己負担などを組み合わせて厳しい運営状況をしのいで活動している。このような事業所の取り組みを発展させることを6期では必ず実現してほしい。  ・中学生以降の障害者の居場所の確保が必要です。 | ・青年・成人期の余暇活動に関する事業に関しては、国において法内事業として実施されておらず、東京都の障害者施策区市町村包括補助事業により１／２補助事業が実施されているところでありますが、市においては、現下の厳しい財政状況から、一般財源を伴う事業を新たに実施することは困難であり、市の施策としての計画への記載はしておりません。  市の状況としましては、記載のとおり、令和元年度より余暇活動に関する支援を提供する事業者に対し、活動の場としてさいわい福祉センターの施設貸出を開始しております。また、従来さいわい福祉センターにおいて実施しております、さをり織り講座やリズム体操のほか、生涯学習に関する事業として、障害者青年教室「ひばり学級」やヒップホップ・水泳教室を開催しているところです。  今後も国や都の動向を注視すると共に、生涯学習や地域生活支援拠点の考え方を踏まえ、また、地域活動支援センター機能強化事業や日中一時支援事業など現在実施している事業の活用も含め、引き続き調査研究してまいります。 |
| ２．アンケート・ヒアリングについて　４件 ・定点観察的な意味はわかるが、施策を必要とする人数の増減にばかり着目される方法で、本当のニーズを把握できていないことに問題がある。その時節のニーズに合った質問事項を事前にリサーチして変えるべきだと思う。また、障害者全体からのアンケートだと、自分や家族の障害に関係のない質問項目に対して、回答がおざなりになるのは目にみえているし、知識もほぼない。そのあたりももっと工夫してほしい。障害者全員にアンケートの分母を広げたら、まったく回答は違うものになるはず。  ・団体・事業所ヒアリング調査にどうして国の政策に対する意見を記さないのでしょう？意見を書いたのですが。（市の計画だから？）  ・青年・成人期の余暇活動に特化した質問を当事者及び保護者にして欲しい。市行政で重点的に取り組むべきと思う施策（98 頁）の上位は、障がい者の就労支援の充実、災害時の支援が占めているが、生活や生死がかかった内容と成人期の余暇活動の場づくりを同じ設問項目にすることは 論外と言わざるを得ない。上位の２点は行政の役割として 必要最低限充実させていくべき普遍的なものであり、余暇活動は障がい者の生活の豊かさや彩を推し量るもので比較するべきものではない。この回答を引き合いに順位をつけて、重要度の高い低いを決めることは見当違いである。当事者や保護者の願いを丁寧に拾い上げて欲しい。  ・アンケートとヒアリングは大切な取り組みだと思います。当事者・家族・障害者団体・事業者の意見からは当事者のニーズや支援者の実情をつかむことができ、施策策定に必要な根拠となる重要なものです。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」の障害権利条約の精神にもとづく必須の事項です。加えて広く市民からのアンケートは市民自身が障害者問題について考える機会と共に、障害者への認識の度合いを知ることができます。ぜひ、実施したアンケートとヒアリングが福祉計画とその実施に反映されることを望みます。その反映された結果を明確な形で当事者・家族・障害者団体・事業者にわかりやすく返すのは、市の役割だと考えます。 | ・アンケート及びヒアリングにつきましては、定点観察的な意味を持ちながら、実施時点で必要と思われる項目を設定しております。また、いただいたご意見につきましては、計画の策定や施策推進に当たり基礎資料とさせていただいております。引き続き市民の皆様の意見を適切に聴取できるよう、項目の設定方法や調査対象者につきまして調査研究を続けてまいります。また、団体・事業所ヒアリング調査はお見込みの通り、市の計画や施策についてのご意見をいただいております。すべてのご意見等を拝見しているなかで、調査結果については、全体のご意見を集約して掲載しております。 |
| ３．市内事業所及び福祉人材の不足について　６件  ・グループホームの数が足りない。市内の社会福祉法人のマンパワーが不足していて行き詰っているのであれば、運営代行会社を使っていく選択肢を持ってほしい。生活介護事業所に関しても、もっとアンテナをはって民間事業者を活用してほしい。 ・学校卒後の作業所通所後の居場所の確保。生活介護の施設をグループホームの数を増やして欲しい(短期入所・一時利用をもっとしやすくして欲しい)  ・東久留米市では、事業所や障害者団体が大きな役割を果たしています。しかし、大きな悩みは、人事つまりマンパワー不足です。事業所が十分な職員数や待遇改善も保障されないまま、募集・採用・人材育成に苦慮し、その結果、職員は定着せず、やめていくとは取られていません。市は社旗福祉協議会や福祉系大学などの力や知恵も借りながら、東久留米の福祉職員の確保と育成にもっとつとめていただきたい。それは事業所の努力で解決できるものではなく、市行政として行う責務と考えます。  ・この地域で暮らしていく成人期の障害者の課題のひとつに生活寮の数の不足。職員の人材確保が困難な点があります。法人の力に加えて東久留米市の積極的な力添えを望みます。  ・グループホームの拡充計画に、滞在型を優先する計画としていただきたい。  ・事業所が最も多く訴えている職員の採用困難について市として具体的な支援計画を具体化する必要があるのではないでしょうか。（採用が難しいのは、職員の給与水準が介護と同様低すぎるからです。） | ・指定障害福祉サービス等事業所の指定は東京都が行っております。事業者から事業所開設の相談を受けた際には、質の確保に留意しつつ地域の状況を勘案しながら、見込み量の確保に努めます。また、福祉人材の不足により、利用者の需要に対応できない状況について、計画においても見込み量の確保に向けての方策として事業所と連携しての人材確保について記載しております。現在、障害者（児）福祉施設合同就職相談会として、「しごとフェア」を開催しておりますが、引き続き人材確保の方策について検討するとともに、各サービスの利用について丁寧に相談に応じ、適切なサービス利用につながるよう努めます。 |
| ４．障害者権利条約、障害者差別解消法について　２件  ・障害者権利条約を締約しているのは「国」であるが、東京都や東久留米市など自治体もまさに含まれ、義務が生じていることを深く認識し、施策として実現すべきである。  ・障害者権利条約では障害のある人への合理的配慮を求めています。市の障害者計画の中にも障害のある人たちへの合理的配慮について記すべきだと思います。また、市（障害福祉課）は率先して窓口にこられた障害のある人へ合理的配慮を行ってほしいと思います。 | ・計画の中で「障害者権利条約」の位置づけは記載しておりませんが、「同条約」及び「障害者差別解消法」の理念を踏まえ策定に当たっております。また、市（障害福祉課）では、「障害者権利条約」や、その締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定されました「障害者差別解消法」の本旨に鑑み、障害のある方々への合理的配慮について、個々の状況に応じて対応しております。地域共生社会の実現に向け、いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。「障害者権利条約」及び「障害者差別解消法」につきましては、別途コラムとして挿入することを想定しています。 |
| ５．相談支援体制の充実について　１件  基本目標１に「相談支援体制の充実」を掲げていますが、非常に重要には思います。しかし、その具体化がされていません。もちろん研修や専門員のスキルアップは大切ですが、なぜ充実しないかその根本に対する分析が計画から読み取れません。職員体制が不十分なのは報酬費が少なすぎて積極的に取り組んだり、体制を充実させることができないからです。まず、そのことを問題点としてしっかり上げるべきだと思います。その上でこの現状からどういうふうに充実させるのかを挙げてください。報酬費が少ない限りはなかなか相談事業に力を注ぐ余力がありませんが、それでも事業の中身は障害のある人たちの暮らしや生活を支える大切な事業です。不十分なところは市のケースワーカーが（市）が積極的に支えたり連携したりとマンパワーに頼らず行うことが必要に思います。同時に市の基幹相談支援事業所の確立に触れられていますが急務に思います。そのあたりを具体的に記す必要があると思います。 | ・相談支援体制の充実について、本計画では「特定相談支援事業所等の確保」「相談支援専門員への支援」の取り組みをあげております。計画相談支援の制度は障害者総合支援法（平成24年度時点では障害者自立支援法）に基づき、全国で行われておりますが、いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。障害福祉サービスの報酬に関しては、国の報酬改定検討チームにおいて検討されております。市では報酬改定の状況について注視し、事業所への情報提供に努めてまいります。また、マンパワーに頼らず、各関係機関が連携して支援していくという姿勢は、各計画相談事業所はもちろん、障害福祉サービス事業所や市など関係するすべての機関において必要と考えております。基幹相談支援センターに関しては、地域自立支援協議会等の場をとおして今後検討していくものと考えています。 |
| ６．施設代表者会について　１件  施設代表者会は、以前は様々なことを議論し市と一緒に事業所の立ち上げにも力を発揮してきました。今は自立支援協議会と役割を分担されているのかもしれませんが今の施設代表者会の役割がわかりません。今計画にて施設代表者会に一定の役割を求めるのであれば一年に一回でなく定期的に開催して議論の場を設けるべきと思います。また、施設代表者会の相談支援部会は開催されているのですか？その報告やその部会の案内もぜひ行ってください。 | ・施設代表者会については、障害福祉施設相互の連絡、情報交換等の場として、各事業所の代表者と市職員によって構成される会議体です。ご意見は今後の開催の参考とさせていただきます。なお今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現時点で開催を見送っています。施設代表者会の相談支援部会では、市内の指定特定・一般相談支援事業所による日々の課題を意見交換する会議を定期的に開催しております（今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部開催を見送っています）。 |
| ７．発達障害者への支援について　１件  発達障害児で愛の手帳や受給者証が発行されない児童・生徒に対する福祉サービスの充実や居場所への支援が必要に思います。また、発達障害はわかりにくく家族や本人も受け入れにくくサービスにつながらないケースがあります。発達障害という診断がされなくてもサービスが必要な時には利用できるしくみが必要です。 | ・障害者（児）にとって、必要な支援は本人の希望や障害状況や支援体制など、個々の状況により異なります。障害福祉の分野に限らず、関係機関の連携・多職種協働により、当事者が必要とする支援につなげていくことが重要と考えています。 |
| ８．介護保険サービスへの移行について　１件  ・65歳になった障害のある方への「介護保険サービスへの移行による不安感を持つことのないように」と記されていますが、逆に書き方が抽象的で不安を感じるのではないでしょうか？もっと具体的に書けませんか？ | ・障害福祉サービスを利用されている方が６５歳を迎え、介護保険制度の要介護認定申請を行った場合は、要介護認定の審査結果により、同様の介護保険サービスへの移行する場合があります。必要に応じて移行会議の実施など、切れ目のないサービス移行がされるよう取り組んでおります。頂いた内容から、一部計画の記載を変更いたしました。 |
| ９．市の単独補助について　２件  ・市としての単独補助をしてください。以前あった市の補助金がカットされ、独自の施策がありません。障害者事業所の職員の給与条件改善に向けた市の独自施策、助成制度の復活を求めます。  ・事業所に対する支援として、地代家賃の助成制度の復活をすることが必要ではないでしょうか。 | ・現下の財政状況に鑑み、国や東京都の補助制度がないなかで、現時点で新たな市単独の制度の創設は考えておりません。 |
| １０．新型コロナウイルス感染症対策について　３件  ・新型コロナの感染が拡大され、長期に及び、収束の見通しが立ちません。その中で、障害ある人々や支援している事業所はどのような困難や悩みを持っているのでしょうか。市内の障害児者の実態を把握して、早急に対策を立てて下さい。市長や担当部局の責任者は積極的に現場に足を運ぶべきです。  ・コロナ禍の中で、接触が避けられない仕事である障害者施設の職員は大変な覚悟をもって働いています。そこに手当をしてください。  ・生活寮などで感染者が出た場合も心配です。隔離場所など民間では確保できませんが東久留米市での力添えを期待しています。 | ・市では、今年度、市内の障害福祉サービス等を提供する事業者に対し東久留米市障害福祉サービス新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ事業運営を継続する事業者を支援することを目的として、支援金事業を、また、市内の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員が、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、応援金事業を実施しています。加えて、東京都の補助事業を活用し、在宅要介護者の受入体制整備事業及び東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ検査等経費補助事業を実施しております。引き続き、東京都、多摩小平保健所と連携し対応してまいります。 |
| １１．地域自立支援協議会について　１件  ・自立支援協議会の公開は歓迎です。障害福祉計画の概要を知ることができ、市民から意見や質問を言う機会も保障されています。一層、積極的に市民に開かれた公開の会を増やしていただきたい。 | ・地域自立支援協議会につきましては、原則として市民の方が傍聴できるものとして開催しております。また、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしましたが、年１回、市民の方から直接ご意見をいただく機会を設けるべく、公開型として実施しております。 |
| １２．公立保育園について　４件  ・障害児の保育園入園に関して、公立保育園にて受け入れは義務であったのに対し、私立保育園では努力義務であったと記憶しています。現在東久留米市内では、公立保育園を全てなくしていく計画がありますが、このまま公立園が全てなくなると障害児が保育園に入れる枠が狭まると思います。また、公立保育園入園では市の担当課一ヶ所に相談して対応して頂いたものが、私立園入園となると、個々の私立園への個別の相談をいくつも重ねることになってしまうのではないでしょうか？これは保護者の負担が大変大きくなるものです。公立園を全てなくす前にもう一度その存在意義と役割を考え直して頂きたいと思っています。また、今現在、公立保育園と私立保育園とで障害児受け入れの実数に差がありますでしょうか？具体的に数字をお示しいただけばと思います。  ・支援を必要とする子どもが増えており、障害のない子どもと共に過ごす機会を増やそうとしているときに、その大切な場である保育園の数を減らすのは、方針に逆行するものではないでしょうか。すでに同計画の第１弾として、新川町にあるしんかわ保育園の募集停止が始まっています。来年４月には、２歳児の募集まで停止しようとしています。募集停止は停止し、廃園計画を止めることこそ、「長期的な視点から計画敵に障害者福祉に関する施策を推進する」という同計画の目的に資すると考えます。  ・保育所とわかくさ学園との連携強化とあります。障害児を積極的に受け入れる義務が公立保育園にはある一方で、私立保育園では、努力したものの体制が整わないことを理由に、結果として受け入れできない事態が起こりえます。そもそも障害児を受け入れていないのに、わかくさ学園との連携強化とは絵に描いた餅でしかありません。差別することなく障害のある乳幼児の受け入れを充実させる前提を決め細かに計画に盛り込むべきです。その為に、公立保育園の役割は重要であり、その位置付けを計画に明記すべきです。  ・市は「保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」でいずれ公営保育園を全て廃止する方針を持っていますが、「特別な支援を要する子どもが増加傾向にある」という認識のもと「保育所等による障害児保育の充実」という方針を本計画素案で示していることと、障害児の受け入れという役割を法的義務に基づいて果たすことができるはずの公営保育園の全廃という方針は、矛盾しているのではないでしょうか。障害児の受け入れ態勢の確保には、公営保育園の存続が欠かせないと考えますが、この件について、市の見解を明らかにしてください。 | ・障害児保育につきましては本計画及び関連計画となる第２期東久留米市子ども・子育て支援事業計画等に沿って対応を図ってまいります。 |
| １３．その他　２件  ・東久留米市として、第６期計画で重視する視点及び今期３か年計画の中で実現したい課題をまず明確にして策定することを望みます。（国や都からさまざま打ち出されていますが）たとえば、東久留米市として重視する点は世界が、そして日本も受け入れた障害者権利条約の願いとして言われている「私たちのことは、私たちのいないところで決めないでください」。３か年で重視する課題、国の障害者施策予算が少ない現状、市としてできる限りの財政支援を実施する。また、市民に対する啓発もう活動を行う、あるいは市独自の仕事として障害者就労支援相談課（係）の新設など。  ・日割り給付制度の廃止を！ | ・計画の策定にあたっては、障害者支援団体や関係機関、当事者および家族を委員とした地域自立支援協議会で協議しながら策定しております。加えて、市では、市民及び関係者に対して障害、難病疾患等に関する理解を促進し、もって障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理解と制度周知の促進を図るため、障害・難病等啓発事業補助金として、団体に対し補助しております。また、就労支援に関しては、２事業所に事業を委託し実施しております。  ・障害福祉サービスの報酬に関しては、国の報酬改定検討チームにおいて検討されております。市では報酬改定の状況について注視し、事業所への情報提供に努めてまいります。 |